

## 社会福祉法人師勝福社会評議員会議事録

### 1 開催日時

平成28年5月25日（水）午前10時

### 2 開催場所

セルフしかつ 会議室

### 3 出席者

評議員 大野 厚 鈴木明美、福永光彦、吉田彩子、酒井郁子、茲出五月、  
門出百合子、伊藤一雄、大口正文、小島政子、野津久子、岩越久  
夫、清水孝司（施設長）

欠席評議員 なし

出席監事名 青山喜代一、赤堀 晋

事務局 後藤俊明、牧野良紀

### 4 審議事項

第12号議案 平成27年度社会福祉法人師勝福社会社会福祉事業報告について

第13号議案 平成27年度社会福祉法人師勝福社会社会福祉事業収支決算につ  
いて

第14号議案 理事の選任について

第15号議案 監事の選任について

### 5 定足数

評議員定数13人中13人の出席。社会福祉法人師勝福社会定款第13条第6  
項の規定により半数以上の出席を得ており、この評議員会は成立した。

### 6 議事の顛末

○あいさつ

理事長あいさつ

○議長選出

議案の審議に先立ち、定款第13条第5項の規定により、議長の選任について  
諮ったところ、大口正文評議員を議長に推薦する声があり、大口正文評議員が議  
長となった。

○議事録署名者選出

議事録署名者の選出に当たり、次の2人が指名された。

評議員 大野 厚 ・ 評議員 清水孝司

○議 事

**議 長** 「第12号議案 平成27年度社会福祉法人師勝福社会社会福祉事業報  
告について」、「第13号議案 平成27年度社会福祉法人師勝福社会社会福祉  
事業収支決算について」は関連がありますので、一括して諮ります。

内容については、事務局から説明をお願いします。

**事務局** 「第12号議案 平成27年度社会福祉法人師勝福社会社会福祉事業報告について」説明します。

第12号議案 平成27年度社会福祉法人師勝福社会社会福祉事業報告について

社会福祉法人師勝福社会定款第14条第2項の規定に基づき、平成27年度社会福祉法人師勝福社会社会福祉事業報告について、別紙のとおり評議員の意見を求める。

平成28年3月8日提出

社会福祉法人師勝福社会 理事長 大 口 正 文

## 第1 概況

ここ十数年で、障害福祉を取り巻く環境は、社会生活とともに地域生活の上でも大きく変化しており、当法人「セルフしかつ」においては、その変化をまともに受け厳しい施設運営が続いてきましたが、最大42人の利用者数が一時23人まで減少した利用者数も、平成23年度から徐々に増員し始め、平成27年度においては利用者数が4人増員して33人となり、平成28年度以降も着実に利用者数の増員が見込まれるようになりました。

これは、平成19年1月1日から受託してきた、市町村が実施する日中一時支援事業が、高等学校等を卒業した後の施設の利用・通所に繋がり、その成果として表れてきていると考えています。

しかしながら、今後も、国の福祉施策に係る財政事情や社会情勢の変化などから、新たな課題に的確に対応する必要があり、そのような観点から、当法人の経営は、基本方針を踏まえながら中・長期計画を見据え、事業運営の見直し・経営基盤の強化に努めつつ、事業経営の透明性の確保を積極的に図り、利用者から求められる福祉サービスをより良質かつ効果的に提供するとともに、職員の資質向上及び専門性の確立を図る必要があります。

こうした状況を踏まえ、平成27年度は、次のとおり事業を実施しました。

### 1 事業運営の見直し・経営基盤の強化

自主製品の確保と工賃の向上に向けて、毎週水曜日に営業していた「ふれあい喫茶」を、平成28年度から毎日営業するものとして、玄関入口で上履きに履き替えていたものを、下履きを履いたまま出入できるよう喫茶室の床を改修するなど準備を進めました。

### 2 事業運営の透明性の確保

社会福祉法人として財務諸表についてインターネット上での公表が義務付けられたことや広く事業活動等を公開することにより、利用者が社会の一員として頑張っている姿を一人でも多くの住民の方に知ってもらうこと

を目的に、平成27年9月14日にホームページを開設しました。

現在、「セルフしかつ」のホームページでは、当法人の決算状況や理事会・評議員会の開催状況の他、随時、「セルフしかつ」の活動状況を公表しています。

### 3 より良質かつ効果的な福祉サービスの提供

利用者及びその保護者から寄せられる意見・要望に耳を傾け、意見・要望を少しでも事業運営に反映できるよう取り組むとともに、個別支援計画の作成・実施・評価等の一環として日々の業務終了後に利用者の生活状況を確認し、情報を共有しながら一人ひとりの個性に併せたサービスの提供に取り組みました。

事業所の適正な運営と利用者及び保護者との信頼関係を確保するため、その規範となる運営規程を見直しました。

### 4 職員の資質向上及び専門性の確立

職員は、打合せや会議を通じた取り組みや外部研修へ積極的に参加するとともに、市内の他事業所との情報交換に取り組み、お互い切磋琢磨し、資質向上・専門性の確立に資する環境を整えました。

併せて、職員に係る就業関係の規則を見直すことにより、労働環境の適正化を図るとともに、個人情報の利用目的等その取扱いを見直しました。

## 第2 サービス区分別実施状況

### 1 社会福祉法人師勝福社会（法人本部）

理事会・評議員会の開催状況については、記載のとおりです。

### 2 セルフしかつ生活介護事業実施状況

「利用者・契約者数」の推移について、昨年度4月1日時点では、32人の利用者でスタートしましたが、月の途中で在宅生活をしていただいていた方1人の利用契約があり、4月末の時点で33人の利用者数となりました。

その後、5月下旬に、15歳の方の利用契約がありましたが、7月に家庭の事情で利用を止められ、10月には、平成26年12月から利用が無かった利用者が退所するなどにより、10月末で32人となりました。

3月に、県外へ転出する利用者があり、1人減員となりましたが、この春、特別支援学校を卒業された方のうち2人の方が、卒業式の後、施設の利用を開始し、3月末の時点で、施設利用者は33人となりました。

「年齢」「障害支援区分」「市町村別」については、記載のとおりです。

「オ 介護給付費収入」は、運営状況に基づき支給される介護給付費の収入の明細です。毎月、420万円程の支給があったという決算額となります。

「(2) 支援・援助」ですが、生産活動として、「請負作業」「自主製品」「受託事業」に区分して、各種作業が載せてあります。

新しい作業として、昨年末頃からシンク化学工業からの仕事を請け負っています。

「利用実績」として、平成27年度セルフしかつの利用状況が載せてあります。

「開所日数」は、平日・祝祭日を合わせて、258日開所しました。平日が述べ7,101人、祝祭日が述べ263人で、年間・述べ7,364人。1日当たり28.54人の利用となりました。

利用率として、平日は89.2%、祝祭日が53.5%で、合わせて年間利用率は87.1%となりました。

利用者の工賃実績は、年間賞与を含めて、1人当たり毎月平均7,937円となりました。因みに前年度・平成26年度は、7,897円でした。

「生産活動事業収支決算額」は、各事業の収支明細を掲載してあります。

「イ 創作活動」については、記載のとおり活動に取り組みました。

「行事」については、事業計画どおりに進めましたが、3月の「航空自衛隊小牧基地オープンベース招待」については、障害者を対象に、航空ショー本番の前日に、特別に招待を受けました。セルフしかつ生活介護事業外の行事として、利用者の家族にも声を掛けて参加し、親子の触れ合いや家族間の親睦を図ることができ、非常に有意義な1日となりました。

「(4) 職員研修」については、外部研修へ積極的に参加しました。

「(5) 施設・設備の整備状況」ですが、大きな修繕として、喫茶室の床を改修するなど準備を進めました。

「(6) 主な奉仕の受入れ状況」については、「ボランティアグループ虹」の皆様、毎月2回の作業手伝いや、セルフしかつ祭・芋煮会・社会見学等ご協力をいただき、「北名古屋市女性の会」、オカリナ演奏をする「レインボーポップ」など、ボランティア連絡協議会を通じて、多くの皆様に協力をいただきました。

「3 日中一時支援事業実施状況」については、「利用実績」として、「1時間から3時間」の区分は、セルフしかつの作業終了後の午後4時から5時30分まで、セルフしかつの利用者を対象に、月・水・金曜日を中心に受入れをしています。

「3時間から5時間」「5時間から」の区分は、養護学校等中・高生の受入れとなり、年間合計で1,292件の受入れを行いました。

「第1 概況」でも触れましたが、日中一時支援事業は、高等学校等を卒業した後の施設の利用・通所に繋がっていると考えているため、今後も、積極的に、「日中一時」の利用者を受け入れたいと考えています。

続きまして、「第13号議案 平成27年度社会福祉法人師勝福祉会社会福祉事業収支決算について」説明します。

第13号議案 平成27年度社会福祉法人師勝福社会社会福祉事業収支決算について

社会福祉法人師勝福社会定款第14条第2項の規定に基づき、平成27年度社会福祉法人師勝福社会社会福祉事業収支決算について、別紙のとおり評議員会の意見を求める。

平成28年5月25日提出

社会福祉法人師勝福社会 理事長 大口正文

第1号の1様式「資金収支計算書」ですが、法人全体の資金の動きが分かるものとなっています。

大区分での表記となりますので、第1号の4様式「拠点区分資金収支計算書」で説明します。

第1号の4様式は、拠点区分における資金の動きが分かるもので、数字の大きなものを中心に説明します。

「介護給付費収入」は、予算額4,919万5,000円に対し、決算額5,034万1,182円でした。利用者の利用率が見込みより多かったこと、年度末から入所された方の障害支援区分が見込みより高かったことが主な要因です。議案第12号で説明しました「事業報告」に掲載してある「介護給付費の支給明細」を参考にしてください。

「生産活動事業収入」については、予算額673万円に対して、決算額が696万1,656円となりました。議案第12号の「事業報告」に掲載してある生産活動事業収入決算額を参考にしてください。

従いまして、「事業活動収入計(1)」は、予算額6,837万3,000円に対して、決算額が7,000万8,754円となり、163万5,754円の増額となりました。

続いて、支出ですが、「人件費支出」「職員給料支出」は、2,806万円の予算額に対して、決算額は2,782万5,116円で、23万4,884円の執行残でした。

これは、「常勤非正規職員賃金」において、26年度末で退職した2人の補充のうち1人の職員の補充が、年間を通してできなかったことが主な要因です。

この欠員が、「法定福利費支出」などに影響しています。

次いで、「事業費支出」ですが、予算額722万5,000円に対して、決算額が690万2,463円で、32万2,537円の執行残となりました。

「水道光熱費支出」の執行残については、節電等に努めた結果と、「車両費支出」のうちガソリン代について、年度途中から給油方法を変更したことが主な要因です。

「生産活動事業支出」ですが、予算額673万円に対し、決算額が672万

1, 266円になります。議案第12号「事業報告」の「生産活動事業支出決算額」を参考にしてください。

「事業活動支出計(2)」として、予算額6,497万円に対して、決算額6,368万414円。128万9,586円の執行残となりました。

「事業活動資金収支差額(3)」として、632万8,340円の収支差額となりました。

「施設整備等による収支」「その他の活動による収支」については、予算どおり執行しました。

次に、第2号の1様式「事業活動計算書」をお願いします。

この様式は、法人全体の事業活動の成果が記載されており、事業活動を行った結果の損益の状況を反映した計算書となります。

「資金収支計算書」には計上されていない「減価償却費」「引当金」の繰入・戻入、「国庫補助金等特別積立金」の取崩額・積立額などが計上されています。

また、「資金収支計算書」では「事業活動による収支」「施設整備等による収支」「その他の活動による収支」と区分されていたものが、「サービス活動増減の部」「サービス活動外増減の部」「特別増減の部」「繰越活動増減差額の部」として区分されています。

「サービス活動増減の部」「収益」「サービス活動収益計(1)」の決算額は、6,885万1,996円。「サービス活動費用計(2)」の決算額は、6,679万9,712円で、「サービス活動増減差額(3)」は、205万2,284円になりました。

「サービス活動外増減の部」の「収益」「サービス活動外収益計(4)」の決算額は、115万6,758円。「サービス活動外費用計(5)」の決算額は60万4,460円で、「サービス活動外増減差額(6)」は、55万2,298円です。

それぞれの増減差額を合計した「経常増減差額(7)」は、260万4,582円となります。

「特別増減の部」の「収益」「施設整備等補助金収益」「特別収益計(8)」207万7,000円を加えた「当期活動増減差額(11)」が468万1,582円で、「前期繰越活動増減差額(12)」を加えた「当期末繰越活動増減差額(13)」1億785万2,360円から「備品等購入積立資産積立額」である「その他の積立金積立額(16)」220万円を差し引いた「次期繰越活動収支差額(17)」は、1億565万2,360円となります。

以上です。

**議長** ただ今、説明のありました内容について、「第12号議案 平成27年度社会福祉法人師勝福社会社会福祉事業報告について」質問がありましたら承ります。

**議 長** 質問はないようですので、採決に入ります。

「第12号議案 平成27年度社会福祉法人師勝福社会社会福祉事業報告について」承認いただきましたら、挙手をお願いします。

**各評議員** 挙手全員。

**議 長** 全員の方に挙手いただきましたので、「第12号議案 平成27年度社会福祉法人師勝福社会社会福祉事業報告について」は、原案のとおり可決されました。

次に、「第13号議案 平成27年度社会福祉法人師勝福社会社会福祉事業収支決算について」質問がありましたら承ります。

**議 長** 質問はないようですので、採決に入ります。

「第13号議案 平成27年度社会福祉法人師勝福社会社会福祉事業収支決算について」承認いただきましたら、挙手をお願いします。

次に、「第14号議案 理事の選任について」諮ります。

内容については、事務局から説明をお願いします。

**事務局** 「第14号議案 理事の選任について」説明します。

第14号議案 理事の選任について

社会福祉法人師勝福社会理事を別紙のとおり選任したいので、社会福祉法人師勝福社会定款第7条第1項の規定に基づき、評議員の議決を求めます。

平成28年5月25日提出

社会福祉法人師勝福社会 理事長 大 口 正 文

提案理由 社会福祉法人師勝福社会理事は、平成28年6月15日をもって任期満了となることに伴い、別紙の者を社会福祉法人師勝福社会理事として適任と認めるためです。

新任の理事については、評議員兼任ということで承諾をいただいております、参考資料として、略歴を添付してあります。

以上です。

**議 長** ただ今、説明のありました内容については、人事案件ですので、質疑等を省略し、このまま採決に入らせていただきます。

「第14号議案 理事の選任について」賛成の方の挙手をお願いします。

**各評議員** 挙手全員。

**議 長** 全員の方に挙手いただきましたので、「第14号議案 理事の選任については、原案のとおり可決されました。

次に、「第15号議案 監事の選任について」諮ります。

内容については、事務局から説明をお願いします。

**事務局** 「第15号議案 監事の選任について」説明します。

第15号議案 監事の選任について

社会福祉法人師勝福社会監事を別紙のとおり選任したいので、社会福祉法人師勝福社会定款第7条第2項の規定に基づき、評議員の議決を求める。

平成28年5月25日提出

社会福祉法人師勝福社会 理事長 大 口 正 文

提案理由 社会福祉法人師勝福社会監事は、平成28年6月15日をもって任期満了となることに伴い、別紙の者を社会福祉法人師勝福社会監事として適任と認めるためです。

以上です。

**議 長** ただ今、説明のありました内容についても、人事案件ですので、このまま採決に入らせてもらいます。

「第15号議案 監事の選任について」賛成の方の挙手をお願いします。

**各評議員** 挙手全員。

**議 長** 全員の方に挙手いただきましたので、「第15号議案 監事の選任について」は、原案のとおり可決されました。

ただいま、第14号議案で新任理事を選任していただいたところですが、小島政子理事・評議員におかれましては、この6月15日をもって退任されます。

理事として、施設を設立した当初の平成10年6月16日から通算して9年9ヶ月。評議員として、評議員会を設置した当初の平成16年3月12日から通算して10年6ヶ月の長きに亘り、セルフしかつの役員としてご尽力いただきました。大変ご苦労様でした。

ここで、小島政子さんから、退任のあいさつをお願いします。

**小島評議員** < あいさつ >

**議 長** ありがとうございます。

以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

それでは、「その他」へ移ります。

まず、「社会福祉法改正（社会福祉法人制度改革）について」事務局から説明をお願いします。

**事務局** 「社会福祉法改正（社会福祉法人制度改革）について」説明します。

この制度改革については、3月8日の評議員会で、「法律（案）」として、概要を説明しましたが、この3月31日に予定どおり成立し、公布されたところ です。

ここで、改めてその概要を説明し、確認方々、制度改革の日程に沿って、今後、事務を進めますので、お願いします。

この社会福祉法改正の目的は、社会福祉事業への民間参入などもあり、改めて社会福祉法人としての公益性と非営利性という趣旨に立ち返り、その取扱い・運営方法を見直すというものです。

この法律の施行は、一部を除いて、平成29年4月1日からになります。  
制度改革のポイント。改正の大きな要点は、3つです。

1つが、「経営組織のガバナンスの強化」。「ガバナンス」とは、組織が主体的  
に関与する意思決定・合意形成のシステムということです。

2つ目が、「事業運営の透明性の向上」。

3つ目が、「財務規律の強化」です。

「1 経営組織のガバナンスの強化」については、「議決機関としての評議員  
会の必置」で、現在、理事会の諮問機関である評議員会を議決機関として位置  
付け、“理事・理事長に対して監視・牽制機能を持たせる”ということです。

現在の評議員は、その任期に関わらず、平成29年3月31日に任期が満了  
となります。

新たに評議員となる人材の例が掲げられていますが、社会福祉事業や社会福  
祉法人の適正な運営に識見を有する人から選任するというようになっています。

「評議員の数」は、理事の数を超える数ということで、現在の理事の定数「6  
名+1名以上」、つまり7名となります。

これまで、評議員は理事を兼ねることができましたが、改正法では、役員と  
の兼務は認められなくなります。

「評議員の任期」は、今まで2年だった任期が4年になります。ただし、任  
期の満了日は選任後4年以内に終了する会計年度の最終のものに関する「定時  
評議員会」の終結の時までとなっています。

「定時評議員会」とは、「毎会計年度最終後の一定の時期に召集され、決算等  
の承認を行うために必ず開催する必要がある評議員会」のことを言います。

「評議員の報酬等」の額は、定款で定める必要があります。

「評議員会の機能」については、「社会福祉法に定められていること」と「定  
款に定めた事項」を決議することになっています。

「決算の承認」が主な議決事項になると思いますが、「定時評議員会」は、年  
1回、決算認定の時期に開催することになっています。

理事に関しての職務、選任等については、特に大きな変更点はありませんが、  
「理事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関す  
る定時評議員会の終結の時まで」となっています。

従って、最初の評議員会において、法改正に基づく役員を選任する必要があ  
ります。

「理事会」については、「理事長又は業務執行理事は、3月に1回以上、自己  
の職務の執行状況を報告しなければならない」という定めにより、理事会は年  
4回以上開催することになります。

「報酬等」については、理事の報酬は、定款に定めておくか、評議員会で定

める必要があります。

監事に関しての選任、権限等については、特に大きな変更点はありませんが、「任期は、理事と同様に、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで」となっています。

「財務規律の強化」ですが、「社会福祉法人は、役員等及び評議員に対する報酬の支給基準を定めなければ」ならないとなっています。

「社会福祉充実残高の明確化」。この制度改革の大きなポイントの一つです。

社会福祉法人が保有する全ての財産から、事業継続に必要な最低限の財産を控除した残額を福祉サービスに再投下可能な財産額として位置付け、「社会福祉充実残高」として「社会福祉充実計画」の実施費用に充てるものとします。

「既存法人の移行作業」ですが、この法律の施行日である平成29年4月1日までにを行う必要のある事務は、「定款の変更」と「評議員の選任」です。

「定款の変更」と「評議員の選任」については、変更事項と選任手順の例により、「評議員の選任」については、「評議員選定委員会の設置」から「理事会による評議員候補の推薦」を経て、新しい評議員を選任するという形になっています。

「新役員等候補の選定」については、既存の役員の任期は、その任期に関わらず、平成29年4月1日以降に開催される最初の「定時評議員会」の終結の時までとなっています。

従って、最初の「定時評議員会」において、新しい理事と監事の候補を提案して承認を得る必要があるということです。

以上、改正社会福祉法に基づく内容等の説明とします。

**議長** ただ今、説明のありました内容について、質問はありますか。

**議長** 質問はないようですので、制度改革の日程に沿ってよろしく願います。

次に、「セルフしかつ喫茶業務の営業状況について」事務局から説明をお願いします。

**事務局** 「セルフしかつ喫茶業務の営業状況について」説明します。

セルフしかつの喫茶業務について、新年度が始まった4月4日（月）から毎日営業を始め、今週で8週目に入ったところですが、先週20日（金）までの7週間の営業結果について報告します。

「営業日」は、午後を休業して半日の日が1日ありましたので、29.5日です。

「営業結果」として、来客者数は、847人。ランチのみを除いて飲物だけの来客者数は、812人で、1日当たり27.5人でした。

うち、オープニングイベント期間である第1週の来客数234人を除いた来

客者数は、613人。ランチのみを除いた来客者数は590人で、1日当たり24人でした。

注文内容は、飲物が812杯。そのうちセットでの注文が128人。トースト・手作りケーキ・こだわりケーキを単品で注文した方が19人でした。

チケットの売上は、72枚でした。

売上代金は、ランチ代金を除いて、17万3,350円。うちチケットによる支払いが、328枚で6万5,550円。差引き10万7,800円の売上となりました。

チケットの売上金が、72枚で13万2,800円。合わせて24万600円の売上があり、喫茶によるクッキー等の売上が1万9,500円で、合わせて26万100円の売上となりました。

参考に、オープニングイベント期間である第1週とオープニング早々の第2週を除いた、つまりある程度営業が落ち着いてきた第3週から第7週までの5週間、実質的に約1か月間・19.5日分の営業状況について集計しました。

来客者数は448人。ランチのみを除いて飲物だけの来客者数は425人で、1日当たり21.5人になります。

注文内容は、飲物が425杯。そのうちセットで注文した方が65人。トースト・手作りケーキ・こだわりケーキを単品で注文した方が14人になりました。

チケットの売上は、10枚でした。

過去の実績と比較すると、オープニングイベント期間を含みますが、この7週間で、1年間の70%程の売上を達成したことになります。

以上です。

**議長** ただ今、説明のありました内容について、質問がありましたら承ります。

**大野評議員** 営業成績として、優・良・可でいうとどのくらいの評価になるか。

**事務局** 可ではなく、優とも言えないので、良ではないかと思っています。

**大野評議員** 目標は達成しているのか。

**事務局** 控えめな目標ですが、達成しています。1日10人くらいのお客様は見込みたいと思っていましたが、それは達成しています。これから口コミで広がっていけばと考えています。

**大野評議員** 順調に立ち上がったということによいか。

**事務局** そのように考えています。

**野津評議員** 見落としているかもしれないが、売上と原材料費などとの差額、収入益のようなものは出ているか。

**事務局** 現在、細かい数字は出していませんが、喫茶を始めるに当たり、いろいろ揃えたので年間を通して計算をする必要があります。具体的には、食パンの

原価が25円。ケーキの原価も食パンに併せて25円前後。珈琲の原価が40円で、合わせて60円程の原価になっています。それ以外の経費が若干あります。

余談ですが、毎日来ていただいているお客様もあり、大変ありがたいことだと思っています。

**議長** 他に質問はないようですので、議事以外のことで質問・意見等ありますか。

**議長** ないようですので、何かありましたら、事務局へ申し付けください。  
事務局からありますか。

**事務局** 行事予定として、

6月5日（日）午前10時 「セルフしかつ祭」

6月16日（木）午前10時 「理事会」

**議長** 他に意見等はないようですので、本日の評議員会はこれで閉会します。  
(閉会 午前10時55分)

以上、議事の顛末を記録し、これを証するため署名押印する。

平成 年 月 日

議長 大 口 正 文

議事録署名者

議事録署名者